



発行 新潟県

第42号

令和2年6月5日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 660 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (廃棄物対策課)
- 661 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (廃棄物対策課)
- 662 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (廃棄物対策課)
- 663 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 (廃棄物対策課)
- 664 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 665 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 666 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新 (障害福祉課)
- 667 地方卸売市場の認定 (食品・流通課)
- 668 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 669 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 670 土地改良区の定款変更認可 (農地計画課)
- 671 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 672 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 673 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 674 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 675 公共測量の実施通知 (監理課)
- 676 公共測量の実施通知 (監理課)
- 677 公共測量の実施通知 (監理課)
- 678 公共測量の終了通知 (監理課)
- 679 公共測量の終了通知 (監理課)
- 680 道路の区域変更 (道路管理課)
- 681 道路の供用開始 (道路管理課)
- 682 道路の区域変更 (道路管理課)
- 683 道路の供用開始 (道路管理課)

## 教育委員会公告

令和3年度使用教科書展示会の開催 (義務教育課)

## 正 誤

令和2年3月6日付け県報第18号告示第229号中 (治山課)

告 示

## ◎新潟県告示第660号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
村上市石住字登々名喜4番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第661号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
胎内市笹口浜字狐山1725番1の一部、1725番5の一部、1794番4の一部、1794番23の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第1号

◎新潟県告示第662号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
胎内市松波1013番9の一部、1013番25の一部、1013番42の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第1号

◎新潟県告示第663号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

地域区域	埋立地の区分
上越市柿崎区柿崎字大欠10338、10341、10339の一部、10340の一部、10342の一部、10354-1の一部、10355-13の一部、10355-16の一部、10355-17の一部、10355-18の一部、10355-19の一部、10355-20の一部、10355-44の一部、10355-45の一部、10355-46の一部、10355-47の一部、10355-48の一部、10355-56の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

◎新潟県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
まの薬局	佐渡市長石396番地19	育成医療・更生医療	令和2年6月1日

## ◎新潟県告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ケンユウ金塚薬局	新発田市下小中山392-20	精神通院医療	令和2年6月1日
訪問看護ステーション デューン 上越	上越市仲町4-3-19 マルケ-・バスビル3階1室	精神通院医療	令和2年6月1日

## ◎新潟県告示第666号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
リーフ薬局	燕市杣木字枯木1824-4	精神通院医療	令和2年6月1日
みなみ調剤薬局三条店	三条市本町2-8-19	精神通院医療	令和2年6月1日
やまだまち調剤薬局	長岡市山田3-2-7	精神通院医療	令和2年6月1日

## ◎新潟県告示第667号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 開設者の名称及び住所  
長岡中央水産株式会社  
新潟県長岡市新産1丁目1番地3
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場長岡中央水産株式会社
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県長岡市新産1丁目1番地3  
生鮮水産物、冷凍品、加工品
- 4 認定年月日  
令和2年5月29日  
ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

## ◎新潟県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の吉川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月5日

新潟県上越地域振興局長

## 1 就任

理事	上越市吉川区福平518番地	弓納持 博 (理事長)
〃	〃 〃 〃 顕法寺63番地の2	飯川 茂夫
〃	〃 〃 〃 片田1000番地	渡辺 幸雄
〃	〃 〃 〃 河沢652番地	江村 昇
〃	〃 〃 〃 土尻318番地	内藤 潔
〃	〃 〃 〃 代石1008番地2	森口 修一
〃	〃 〃 〃 泉1742番地1	中嶋 琢郎
〃	〃 〃 〃 竹直1439番地第2	市川 政徳
〃	〃 〃 〃 大字下吉野1455番地4	田那部政司
〃	〃 〃 〃 吉川区山直海1631番地の1	常山 一雄
監事	〃 〃 〃 原之町339番地16	山田 良一
〃	〃 〃 〃 川崎412番地2	渡邊 義雄
〃	〃 〃 〃 原之町2261番地	大熊 邦夫

就任年月日 令和2年5月13日

## 2 退任

理事	上越市吉川区福平518番地	弓納持 博 (理事長)
〃	〃 〃 〃 顕法寺63番地の2	飯川 茂夫
〃	〃 〃 〃 片田1000番地	渡辺 幸雄
〃	〃 〃 〃 河沢652番地	江村 昇
〃	〃 〃 〃 土尻318番地	内藤 潔
〃	〃 〃 〃 代石1008番地2	森口 修一
〃	〃 〃 〃 赤沢1545番地1	水瀬 英俊
〃	〃 〃 〃 竹直1439番地第2	市川 政徳
〃	〃 〃 〃 長峰100番地17	山寄 均
〃	〃 〃 〃 石谷108番地1	曾根 偲
〃	〃 〃 〃 山直海1631番地の1	常山 一雄
監事	〃 〃 〃 原之町339番地16	山田 良一
〃	〃 〃 〃 東鳥越570番地	渡邊 芳明
〃	〃 〃 〃 川崎412番地2	渡邊 義雄

退任年月日 令和2年5月12日

## ◎新潟県告示第669号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を令和2年5月28日認可した。

令和2年6月5日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第670号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和2年5月27日認可した。

令和2年6月5日

新潟県十日町地域振興局長

## ◎新潟県告示第671号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営夏井坪穴川合地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとお

り縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年6月8日から令和2年7月3日まで
- 3 縦覧に供する場所  
胎内市役所本庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第672号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営正庵角庵地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年6月8日から令和2年7月3日まで
- 3 縦覧に供する場所  
北蒲原郡聖籠町役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営松橋地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年6月8日から令和2年7月3日まで
- 3 縦覧に供する場所  
燕市役所
- 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営泉溜池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年6月8日から令和2年7月3日まで
- 3 縦覧に供する場所  
上越市役所及び中郷区総合事務所
- 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第675号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 令和2年8月3日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟市内

---

◎新潟県告示第676号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和2年4月22日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域 新発田市、胎内市、聖籠町全域

---

◎新潟県告示第677号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、土橋第二地区土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 上越市土橋第二地区

---

◎新潟県告示第678号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 2 作業期間 令和元年5月10日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局管内

---

◎新潟県告示第679号

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月30日まで
- 3 作業地域 湯沢町

◎新潟県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市中野北74番から 同市中野西字居村乙684番1まで	新	6.2～12.5メートル	848.3メートル
	旧	6.0～7.0メートル	848.3メートル

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
長岡市中野北74番から同市中野西字居村乙684番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月5日

◎新潟県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市高倉字灰庭658番3から	新	9.5～49.2メートル	498.0メートル

同市高倉字宮ノ越49番11まで	旧	(A)9.2～15.0メートル	521.2メートル
		(B)9.5～49.2メートル	498.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市高倉字灰庭658番3から同市高倉字宮ノ越49番11まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月5日

教育委員会公告

令和3年度使用教科書展示会の開催について（公告）

令和3年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

令和2年6月5日

新潟県教育委員会教育長 稲荷 善之

採択地区、会場、開催期間等

令和3年度使用教科書展示会一覧								
採択地区	会場 (センター名)	教科書別	開催期間 開館時間	閉館日	住所	電話	直接監理者	責任者
第1地区	上越市教育プラザ (上越教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～18:00	土曜日 日曜日	上越市大字下門前 1770	025-545-9247	竹内 学	上越教育事務所 所長
	わくわくランド あらい (妙高市)	小中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～17:30 土曜日 9:30～17:30 日曜日 9:30～17:30	月曜日	妙高市関川町 2-8-32	0255-70-1315	江口賢哉	〃
	糸魚川市民図書館 (糸魚川教科書センター)	小中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00 第3月 9:30～17:00	6/22(月)	糸魚川市一の宮 1-2-3	025-552-6330	富永浩文	〃
第2地区	長岡市教育センター 2Fロビー (長岡教科書センター)	小中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	開催期間 中はなし	長岡市三和 2-8-20	0258-32-3716	神林俊之	中越教育事務所 所長

	出雲崎町中央公民館	小中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 8:30～17:00	土曜日 日曜日	出雲崎町 大字米田 281-1	0258- 78- 2250	神林俊之	〃
第3地区	柏崎市役所教育分館 (柏崎教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～17:00	土曜日 日曜日	柏崎市中央町 5-50	0257- 23- 1168	山田 智	〃
	刈羽村農村環境改善センター	小中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～17:00	土曜日 日曜日	刈羽村 大字割町 新田 185-1	0257- 45- 3933	飯田彰二	〃
第4地区	三条市役所栄庁舎 (三条教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	三条市新堀1311	0256- 45- 1116	長谷川正二	〃
	三条市立図書館(本館)	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00	6/15(月)	三条市元町 1-6	0256- 32- 0657	石原 均	〃
	見附市立図書館	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～21:00 土曜日 9:30～18:30 日曜日 9:30～18:30	6/12(金) 6/15(月) 6/22(月)	見附市学校町 1-3-43	0258- 62- 3759	今井恵子	〃
	田上町役場	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	田上町大字原ヶ崎 新田3070	0256- 57- 6114	小林 亨	〃
	加茂市立図書館	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	6/15(月) 6/22(月)	加茂市神明町 2-6-29	0256- 53- 3500	細貝秀樹	〃
第5地区	魚沼市立小出小学校 (小出教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 8:30～16:30	6/13(土) 6/14(日) 6/20(土) 6/21(日) 6/22(月)	魚沼市佐梨 1060	025- 792- 0041	平澤林太郎	〃
	南魚沼市図書館	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	開催期間 中はなし	南魚沼市六日町 101-8	025- 773- 6677	田中和徳	〃
	小千谷市立図書館	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	小千谷市土川 1-3-7	0258- 83- 3519	関澤明浩	〃
	魚沼市小出郷図書館	中	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	魚沼市本町2-5	025- 792- 0337	佐藤彰弘	〃

第6地区	十日町情報館 (十日町教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月25日(木) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～19:00	6/22(月) (第4月曜)	十日町市 西本町 2-1-1	025-750-5100	山本平生	〃
第7地区	燕市教育センター (燕教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月26日(金) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	燕市 杉木 2	0256-92-1111	太田和行	〃
	燕市立図書館	小中	6月12日(金)～6月26日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市 白山町 1-2-10	0256-62-2726	太田和行	〃
	吉田図書館	小中	6月12日(金)～6月26日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市 吉田 大保町 22-1	0256-92-7650	太田和行	〃
	分水図書館	小中	6月12日(金)～6月26日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市 分水 新町 2-5-1	0256-91-3255	太田和行	〃
	弥彦総合文化会館	小中	6月12日(金)～6月26日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	弥彦村 弥彦 2487-1	0256-94-4311	富田 憲	〃
第8地区	新潟市立総合教育センター (新潟教科書センター)	小中高 特別支援学校	6月11日(木)～6月26日(金) 平日のみ 9:30～17:30	土曜日及 び日曜日	新潟市 西蒲区 旗屋 585-1	0256-88-7444	小林圭一	下越 教育 事務 所長
	新潟市立中央図書館 (ほんぼーと)	小中	6月11日(木)～6月24日(水) 平日 10:00～20:00 土曜日 10:00～20:00 日曜日 10:00～17:00	6/12(金)	新潟市 中央区 明石 2-1-10	025-246-7700	小林圭一	〃
第9地区	新発田市生涯学習センター (新発田教科書センター)	小中高	6月12日(金)～6月28日(日) 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～21:00	月曜日	新発田市 中央町 5-8-47	0254-26-7191	萩野喜弘	〃
第10地区	村上市役所朝日支所 (村上教科書センター)	小中	6月12日(金)～7月1日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	村上市 岩沢 5611	0254-72-0111	菅原 明	〃
	村上市教育情報センター内 中央図書館※施設が使用できない場合がある。	小中	6月13日(土)～6月28日(日) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	村上市 田端町 4-25	0254-53-7511	菅原 明	〃

第11地区	五泉市立図書館 (五泉教科書センター)	中	6月12日(金)～6月28日(日) 平日 9:30～18:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日 6/26(金)	五泉市郷屋川 1-1-8	0250-43-3110	伊藤順子	〃
第12地区	佐渡市役所畑野行政サービスセンター (佐渡教科書センター)	小中高	6月12日(金)～7月1日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	佐渡市畑野甲533	0259-58-7351	羽二生裕	〃

一般図書（特別支援学校・学級用）の移動展示会

(注) 下表左欄に掲げる採択地区の高等学校用教科書展示会場は、当該右欄に掲げる会場とする。

採択地区	会場
第10地区	新発田市生涯学習センター
第11地区	新発田市生涯学習センター

会場	開催期間	展示時間
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度は実施しません。		

正 誤

令和2年3月6日付け新潟県告示第229号（保安林の指定解除予定）

16ページの

「

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市下倉字滝沢口2の3・字滝沢709の1・709の2（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

」

は、

「

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市下倉字滝沢口2の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字滝沢709の1・709の2（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

」

の誤り。